

平成 28 年度 池田町議会 12 月定例会（12 月 13 日～20 日）

12 月 18 日 一般質問 服部議員の質問（公民館部分のみ）

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番（服部久子君） では、よろしくお願ひいたします。 ちょっと質問を入れかえまして 4 番目を先にしたいと思ひます。お願ひします。

公民館の役割についてお尋ねいたします。

公民館は、戦後の荒廃した日本を新しく築くため教育の力が必要と考えられ、地域住民が集まって学習や文化、生活、産業、健康などのために、その地域の身近な拠点としてつくられました。

公民館は単なる貸し館的な施設ではなく、地域住民の総合的な社会教育施設として役目を担い、その運営は地域住民が主人公となって行われるべきとされております。住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設です。

公民館の目的や役割について、町長と教育委員会の認識をお聞ひいたします。

まず、12 月 2 日、戦争法に反対する池田町民の会や 9 条の会などが参加した町民と政党の つどい池田町実行委員会が呼びかけた集会在予定されておりました。しかし、開催日の前日に町から公民館使用の取り消しがありました。

1 カ月前に公民館使用の申請がなされ受理されておりましたが、開催日近くの 11 月 29 日になって急遽公民館使用について町は申請者を呼んで話し合いを持ち、11 月 30 日、使用確認通知を役員に送りました。しかし、翌日の 12 月 1 日に 町は公民館使用取り消しの通知を出しました。開催前日に取り消されたので、実行委員会の方々は他の施設へ問い合わせたり、町の意向を受けて使用を断られたこともあり、やっと自治会の集会所を借りることができ 2 日の会の開催にこぎつけられました。その後、役員の方々は会に来る約束をされた方に電話連絡で会場の変更を知らせ、場所が変更になったことを知らずに来られる方には、公民館前で待っておられて変更場所を知らせる対応をされました。

開催前日に取り消すことは、常識的には考えられないことです。前日なので、町の考えを伝えるだけでもよかったのではないのでしょうか。または、かわりの場所を提供することもできたのではありませんか。会に不利益をもたらしたことについてどういうふうな対処をいたしますか、お聞ひいたします。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。 ただいま御指摘をいただきました公民館の使用許可取り消しが開催日の前日になったことにつ

きましては、池田町町民と政党のつどい実行委員会様に文書にておわびをしたところでございます。今後はこのようなことがないように、法令等の再確認をし各施設の貸し出し規定等を見直し、貸し出し事務の適正化を図ってまいりたいと思います。

公民館の目的につきましては、社会教育法第 20 条に定義されております。ただいまの服部議員の御質問の前段にありますとおり、単なる貸し館的な施設ではなく地域住民の総合的な社会教育施設であります。そのために同法第 23 条に行ってはならない行為が規定をされております。

このたびの許可取り消しが前日になった経過ではありますが、11 月 4 日に申請者は池田町民の会、牛越邦夫さん、使用目的は会議と記載された公民館使用許可申請書が提出され、許可をいたしました。

11 月 29 日に、12 月 2 日にそちらで、公民館のことをございますが、行われるチラシを見たが、このような内容のことが行われるのかというお問い合わせがありました。

開催予定日の既に 3 日前であることから、開催内容の確認をするため取り急ぎ申請者の池田町民の会、牛越邦夫さんに連絡をとり、当日の夕方、平川公民館長、平林教育長と私の 3 名でお話を伺いました。

チラシに記載されている内容が、申請時の申請者、池田町民の会、牛越邦夫さんから主催者、町民と政党のつどい池田町実行委員会、構成団体、戦争に反対する池田町民の会、9 条の会池田ほかに、また、実施予定内容が会議から集会に変更されていること、チラシの内容が公民館の使用制限に該当することについてお話をいたしました。

11 月 4 日の申請は内容が決まっていなかったので仮押さえをした。選挙はまだ 2 年先である。選挙に係る集会ではない。選挙に関する話題、議論はしない等の牛越さんからの話であったため、使用制限に該当しなければ許可の可能性のある旨をお話ししました。また、牛越さんからは自民党議員からの参加要請があったが断ったとお話もありました。

翌日 30 日ではありますが、先ほど申しました 29 日に牛越さんとお話しをした内容に間違いがあつてはいけないので確認のため文書でお届けしたいと申し上げたところ、牛越さんの御要望によりファクスでお送りしました。

牛越さんからは、内容については承諾できないとの返事をいただき、具体的内容についてはお話ができませんでした。

こちらからお送りした文書は 11 月 29 日に牛越さんが言われたことを文面にしたもので、確認をしていただくためのものであります。一般的には誤解を招く文面もありますが、こちらから指導などをしたものではありません。

公民館長、教育委員会では 29 日のお話で納得いただけたと理解をしていたわけですが、確認事項は承諾できないとのことから、再度使用許可について検討しました。

公民館長が判断するには重大かつ複雑で、さらに開催日が既に翌々日であることから、1 日に行われる庁議において参考となる事例や類する事例がないか検討をいただくこととしました。

この審議内容とチラシの掲載内容、牛越様との話の内容から、公民館長が取り消しの判断をしました。

以上のとおり公民館、教育委員会ではできる限り速やかな対応に努めましたが、何分にも開催予定日の3日前に情報を把握したことから、許可取り消しが開催日の前日になってしまいました。もう少し早く御連絡をいただければ御協力できることがあったかと思えます。以上であります。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 公民館では、今まで政党名を明らかにした会が開かれていると思います。今回特定の政党を理由に取り消したのは、やはり理由にならないと思います。それから、集会とか集いとか、何かその辺の申請がどうのこうのと言われるのも、やはり理由にはならないと思います。実際に公民館利用されてきた県会議員の方は、今まで公民館使ってきたんだけど、これからどうすればいいか、民間では適当な場所がないのでというふうなことを言われておられました。やはりこれから今後どのように、こういう集会に対しては対応されていくんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（那須博天君） 答弁、どこでいたしますか。 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 質問書の2番目に該当するかと思います。昨年9月10日に戦争法反対の集会を開催されたことについてであります。使用許可申請書を確認したところでもありますけれども、申請者の団体名は戦争法に反対する池田町民の会、氏名は牛越邦夫さん、使用目的は会議になっておりました。ただいまの御質問から内容は集会であったということではありますが、その内容によっては不許可または許可の取り消しの可能性もあったかと思えます。今回のチラシの記載内容のように公民館の使用制限に該当するものでなければ、集会として申請をして使用いただけます。

今回につきましては、開催日の直前にその実施内容の確認がされたため、許可の取り消しとなりました。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） ですから、今度から政党名を明らかにした国会議員だとか県会議員、そういう後援会だとか、そういうのも多分開かれると思うんですけども、それに対しての基準というのはどのようになるんでしょうか、お尋ねします。教育長か町長でお願いします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） いずれにいたしましても、公民館は皆さんに使っていただきたいということが基本であります。ただし、社会教育法 23 条第 1 項、2 項にあります、この要件に該当しない限り全ての方に開放していきたいと、そんな考え方でありますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番（服部久子君） この新聞記事が出たときに名古屋大学の教授のコメントがありました。それで、住民らが政治を学ぶ場を企画することはいいことで、公民館は前日だったのでストップをかけるのではなくて、チラシの修正などをサポートすべきだったのではないかというふうに言われております。やはりこれは今まで続けてきたのがいきなりそういうふうになるというのは今まで、議員の経験者の方も言われましたけれども、そんなことになるんだねと、まあ思い切ったことを甕さんやっただねというふうなことも、ちらっと言われたりしたんですけれども、やっぱり今度のこの対応は非常に衝撃的で、住民に対してのショックも大きいんじゃないかなと思うんですけれども、これからやはりこういうことはあり得ると思うんですよね。全国的にも少しずつこういうことは出てきていますので、それが地元の池田町でこういうことがされるといのは非常にショックでした。それで、やはりここではもっと公民館を広い意味で見ていただいて、住民が学習する、勉強する、それから政治に対する興味のある人が集まって、どうなるんだろうというようなことを集会をされるということで、これはやはり公民館としても大きな目で見ていただければなと思うんですが、今後ぜひそういう目で見ていただけないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） いきさつについては課長がお話ししたとおりでありますけれども、決して政治に関することを否定するものではありません、公民館の利用等につきましてね、それは十分受け入れてまいるつもりでありますけれども、今回なかなかこの法律の 23 条でつかね、これの件で判断しにくい部分もありましたけれども、これに抵触するという判断をさせていただきまして取り消すという決定をさせていただきました。本当にこれから大事なことは、どんな集会であるのか十分前もってこれやっぱり調べていかなくちやいけない、そういうことを強く感じたところでもありますので、公民館の貸し出し条例等の整備も行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） これは3日前に急にそういう情報がわかったというのは、11月28日に実行委員さんのツイッターにある国会議員からアクセスがありまして、集会に参加させろ、公民館にこういう集会をやらせていいのかというような書き込みがあったそうです。もしあれだったら、町にもあったのではないのでしょうか。そして、急遽この29日にこういう対応をされたのではないかと私は推測するんですけども、どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 先ほど冒頭でお答えをしたところでございますけれども、11月29日のお問い合わせにつきましては一般の方でございましたので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） そうしたら、ある国会議員のアクセスはなかったということでもよろしいでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） なかったものと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） なかったと思いますじゃなくて、なかったとはっきり言ってください。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 誰がということではなくて、私たちはどんなことでありましてチラシの中で判断をさせていただいています。どこから入手したかは確認してありませんけれども、チラシの内容からの判断でありまして、誰がということに私たちはこだわっていませんので。それから、もうひとつは、何かニュースでインターネットのほうでこのチラシがありまして、そういう会からの情報がありましたので、その2つから私たちは情報を入手しました。ですから、繰り返しますが、誰がということにはこだわっていませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 昨年民進党の衆議院の福田昭夫氏が、政党や政治家が市町村の公民館の使用について内閣に質問主意書を出しております。それで安倍首相の回答では、特定の政党に特に有利または不利な条件で利用させることや特定の政党に偏って利用させることは許されないが、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的には禁止するものではないと回答しております。今回の池田町のこの対応は、やはりこの辺をやっぱりしっかりと幅広く考慮していただけたら、こういう問題は起こらなかったのではないかと思います。それで、社会教育法3条に、国及び地方公共団体は社会教育奨励のため設備、運営、集会の開催などを整え、あらゆる機会にあらゆる場所を使って実際生活に即する文化的教養を高める環境を醸成するよう努めなければならないとあります。

それで、広島市が今度公民館使用について改正を行っておりまして、その理由が近年政治への市民参加や開かれた政治に対する要請が高まる一方、投票率の低下に象徴される政治的無関心が進んでおり意識の向上が重要な課題となっていることを問題にして、また、教育基本法14条、「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」の規定にのっとり、公民館使用規定を見直したそうです。広島市はこの見直しで、政策や政治に関する勉強会、議員の報告会、時局講演会、政党政治団体、後援会の集会を実施することとしております。住民の政治に対する関心、要望を学習できる体制をとりました。

政治は一部の政治家や党员だけのものではなくて、国民生活全部が政治に影響されますので実生活そのものだと思うんですね。今回の町のこのやり方は広島市と真逆だと思います。町民の政治に対する関心、疑問などを自発的に学ぼうとすることに水を差す対応だったのではありませんか。町長、お願いします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） いろいろ解釈があるかと思いますがけれども、先ほど安倍首相の回答が紹介されました。こちらといたしましては、特定の政党、特に有利または不利な条件で利用させることや特定の政党に偏って利用させることは許されないがという前段があります。これが23条のところと匹敵するのかなと思いますけれども、この部分に抵触するということで考えさせていただいたわけでありまして。決して公民館利用、公共施設利用について門戸を閉ざすものではないと思います。条件は必要かなと感じております。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 11月30日に町が出した使用確認事項に選挙に関する話題、議論は一切しないという要求がありました。明らかに憲法で保障する表現の自由を否定する条件だと思いますが、公民館使用についての条件としては問題ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 先ほど説明をさせていただいたと思いますが、重複しておりますけれども、11月30日付の池田町公民館使用に係る確認事項につきましては、11月29日に牛越さんが言われたことを文面にしたもので、確認していただくものであります。特に御指摘の記載内容につきましては一般的には誤解を招く文面ではあります、こちらから指導等したものではありませんので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） そうしますと、この選挙に関する話題、議論は一切しないということは、実行委員の方が言われたということでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 申請をしていただきました、池田町町民と政党のつどい実行委員会の牛越邦夫様にお話をいたしました。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） その一切しないというのは牛越さんの発言ですか、それを確認したいんです。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 先ほどから申し上げておりますが、牛越さんが発言されたことであります。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） それはあり得ないんじゃないかと思うんですけれども、何か議事録

か何かあったのでしょうか。そういうのはないですか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 先ほどの説明の中で、牛越さん側につきましては牛越さん1名でございました。私と教育長、それから公民館長3名で聞き取りをさせていただきました。

聞き取った内容につきましては、メモしながらお話をお伺いしました。牛越さんがお帰りになった後で、その点につきましては3名で確認をしたところであります。 以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） そのことはファクスを見られて牛越さんは納得されてはいなかったと思うんですけども、これちょっと保留したいと思います。

それで、公民館運営審議会委員というのがおられますけれども、この方々の考えということですか、これはどうだったのでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

○教育課長（藤澤宜治君） 過日ではありますが、公民館運営審議委員の皆様方には御報告ということでさせていただきました。また、御意見をいただく中でいろんな御意見をいただきました。それにつきましては、対応につきましては十分慎重に対応していただかなくてはいけないということで御意見等をいただいたところでございます。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 今回の対応というのは、非常に私は町の対応は行き過ぎた対応、非常にきつい規制をかけたなというふうに思います。これが発端になって住民の方々の活動が停滞していく、特に政治に関する集会を開こうとすれば、やはり公民館はだめだよねというふうになっていくと思うんですよね。そうすると窮屈な社会、戦前のような社会になっていくおそれがあると思うんですよ。今度新しく交流センターができますけれども、これはやはり 住民の自由な活発な活動が求められると思います。今回これを反省点にして、どのようにこれからやっていくかということ、町長、教育長にお尋ねしたいと思います。

重ねてお尋ねしたいんですけども、この交流センターの設置根拠というのは地方自治法の244条に当たるのか、それとも社会教育法の5章の公民館に当たるのか、その点、2点お尋ねいたします。



○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 行き過ぎた規制というところが、どうもこちらも受け取りにくいところかなと思います。決してそういうことでこちらでは解釈してないかなど。公民館が適正に使用されるような内容であれば、十分もうこれで利用していただくわけでありますけれども、その点がちょっとこちらとしてはチラシから判断をさせていただきまして適切ではなかろうということ判断をしたわけでございます。戦前のような社会ということ言われますけれども、そこのところもちょっと理解しがたいかなと思うところであります。

あと、教育長のほうから、よろしくをお願いします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今回の公民館の貸し出しの件につきましては、町としても反省すべき点が幾つかあり、大変御迷惑をおかけしたことはおわびを申し上げたいと思います。

町としましても、これからも今まで以上に町民の皆様が公民館をできるだけ多く使用していただくことを願っております。今回の反省を踏まえ、今後は申請していただく段階で申し込み者の方に内容をしっかりお聞きし、許可が難しい場合につきましては、御利用いただけるようにするにはどうすればよいのかという御相談も承っていきたいと思っております。

公民館は社会教育法第20条で教育、学術及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると書かれております。この目的に沿った公民館活動を町の皆さんと一緒に展開していきたいと考えております。

今後、公共施設全般の貸し出しについてももう一度全庁で見直しをして、申請手続も含め適正化を図っていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（那須博天君） 以上で、服部議員の質問は終了いたしました。

---